



長野県 新型コロナウイルス感染症対応資金

👉 制度概要

都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも

3年間の実質無利子・無担保・据置最大5年融資

を拡大します。(利子はキャッシュバック方式により年2回の還付予定です。)

あわせて、信用保証(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)の

保証料を半額又はゼロにします。

👉 対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4号**

・5号、危機関連保証のいずれかを活用した場合に、以下の要件

を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

売上減少率	売上高▲15%以上 《金利1.3%》	売上高▲5%以上 《金利1.6%》
対象者 【保証料負担割合】 ※利子補給対象	① 個人事業主(小規模企業者*) 【保証料0】※	② 個人事業主(小規模企業者*) 【保証料0】※
	③ ①以外の個人事業主・法人 【保証料0】※	④ ②以外の個人事業主・法人 【保証料1/2】
	⑤ 経営者保証を免除する法人 【保証料0】※	⑥ 経営者保証を免除する法人 【保証料1/2】

*従業員数20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)5人以下)

👉 その他の要件

- 申込上限額：3,000万円(運転資金・設備資金合計で)
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内(うち据置期間5年以内)
- その他：既往借入借換可能
(同一金融機関かつ保証協会付きに限る)

令和2年12月末までの保証申込受付に加え、令和3年1月末までの融資実行が必要です
申込方法などは、お取り引きのある、または最寄りの金融機関にお問い合わせください

新型コロナウイルス感染症に係る雇用関係助成金のご案内

中小企業等の事業主向けの助成金、給付金等についてまとめました。(詳しくは各相談窓口へお問い合わせください。)

○持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対する、事業の継続を支えるための、事業全般に広く使える給付金です。

【対象者】

- ・ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ・2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ・法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が10億円未満又は、常時使用する従業員の数が2,000人以下の事業者

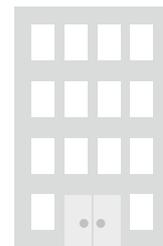
【給付額】

法人200万円以内 個人事業者100万円以内

【お問い合わせ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 電話0570-783-183

関東経済産業局 相談窓口 電話048-600-0248



○雇用調整助成金

労働者を一時的に休業させ、労働者の雇用維持を図った場合の、休業手当、賃金等の助成金です。特例措置により、令和2年4月1日から助成内容・対象が大幅に拡充されました。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主

【内容】

- ・休業手当に対する助成率を引き上げ(中小企業4/5、大企業2/3)
- ・解雇等行わない場合、助成率の上乗せ(中小企業9/10、大企業3/4)
- ・新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に など

【お問い合わせ先】

雇用調整助成金相談コールセンター 電話0120-60-3999

長野労働局 電話026-226-0866

最寄りのハローワーク



○小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です。

【対象者】

次のいずれかの子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主

- ①臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※日額上限：8,330円

【お問い合わせ先】

学校等休業助成金相談コールセンター 電話0120-60-3999

このほか事業者の皆さま向けの支援等については、県公式 HP をご覧ください。

長野県 コロナ 事業者支援

検索



第 91 回 メーデー開催

労働者の祭典、第91回長野県中央メーデーは5月1日(金)に、連合長野系が長野市の労働会館で、県労連系が長野市のひまわり公園で、それぞれ開催されました。

今年は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、県内各会場では集会の中止や規模縮小を行い、メッセージ発信行事など工夫して開催されました。

連合長野系の県中央メーデー

「働く者の連帯で、『ゆとり・豊かさ・公正な社会』を実現し、自由で平和な世界をつくろう」をメインスローガンに、メッセージの発信が行われました。

根橋美津人実行委員長(連合長野会長)は、主催者あいさつの中で、「この困難な状況の中で、私たちの暮らしや命を守る、最前線で働く皆さんに感謝と敬意を届け、連帯の力でこの難局を乗り越えましょう。」と訴えました。また、「メーデー 100 年の節目に、改めてすべての仲間が団結・連帯することの重要性を確認したい。」等のメーデー宣言が読み上げられました。



県労連系の県中央メーデー

「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本を目指そう」を基本スローガンに、約 30 人(主催者発表)が参加して開催されました。

細尾俊彦実行委員長は、主催者あいさつの中で、「新型コロナウイルス感染拡大が雇用等に深刻な影響を及ぼしている中で、雇用調整助成金の手続きの簡素化など、休業と一体の補償を確立し、弱者のセーフティゾーンを作ろうではないか」と呼びかけました。そして、「8時間働いて暮らせる社会の実現、貧困解消と格差是正」等を求めたメーデー宣言を採択しました。

長野県就業促進・働き方改革戦略会議において 「基本方針」及び「アクションプラン」を策定しました

経済団体、労働団体、労働局等で構成する「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」では、就業促進と働き方改革を進めるための対策を検討してきました。

この度、取組の方向性を示した「長野県就業促進・働き方改革基本方針」と各構成団体の具体的な取組をまとめた「長野県就業促進・働き方改革アクションプラン」を策定しました。

● 長野県就業促進・働き方改革基本方針

技術革新とグローバル化が急速に進展する状況を踏まえつつ、今後さらに増加が見込まれる外国人材への対応など新たな課題も整理し、目指すべき姿の実現のため、今後実施していく取組の方向性を定めたものです。

● 長野県就業促進・働き方改革アクションプラン

構成団体が連携し、基本方針で定めた方向性に基づき実施する取組について取りまとめたものです。

詳細は県ホームページをご覧ください。



長野県 働き方改革

検索



— 長野県労働委員会ニュース —

ご存知ですか？「労働委員会」 ～労働トラブル 解決のお手伝い～

1 労働委員会の役割

労使の間で労働関係をめぐるトラブルが発生し、自主的な解決が困難となった場合に、労働委員会が中立・公正な立場で問題の解決を図り、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをしています。

紛争解決手続は次の3つで、労働組合と使用者との紛争に関する事、労働者個人と事業主との紛争に関する事に分かれます。

◆ 労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁） →

労働組合と使用者

◆ 不当労働行為※の審査 →

労働者個人と事業主

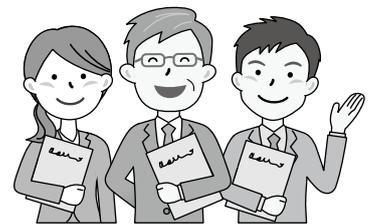
◆ 個別労働紛争のあっせん →

※ 労働者の団結や組合活動に対する使用者の妨害行為など

2 労働委員会の委員について

労働委員会は、大学教授や弁護士など学識経験者から選ばれた公益委員5名、労働組合から推薦された労働者委員5名、使用者団体から推薦された使用者委員5名の三者（計15名）で構成されています。

労使各側の事情に詳しい労働者委員・使用者委員と、第三者的な立場から公正な判断を行う公益委員が事件を担当し、数多くの事例で解決をみています。



3 ご利用について

手続を利用する費用は無料で、労働組合・労働者、使用者・事業主のどちらからでもご利用が可能です。

（ただし、使用者の不当労働行為の審査申立はできません。）

トラブルでお困りのときはご相談ください。（秘密は厳守します。）

お問い合わせ先：長野県労働委員会事務局（長野県庁8F）

Tel：026-235-7468 E-mail：roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html

労働ながの 編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課 HPにも掲載中

労働ながの

検索

電話 026-235-7118 Eメール：rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！